

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年2月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200204 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200018 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 33 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年*月から昭和 56 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であり、A市、B市又はC市に住んでいたが国民年金加入手続については、20 歳になった昭和 53 年*月頃に両親がD市役所で行ってくれた。大学卒業後、両親から渡された年金手帳には検認印が押されていたので請求期間の保険料については、納付されているものと思っていた。

なお、両親から渡された年金手帳については、昭和 56 年 4 月にE事業所へ就職する際に提出し、30 歳頃に返してもらった記憶はあるが、その後、紛失してしまったため、現在は所持していない。

しかし、当時、年金手帳を所持し、請求期間の保険料も納付されていたことは、間違いないので、調査して、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金について、20 歳になった昭和 53 年*月頃に両親がD市役所で加入手続を行い、保険料も納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親も既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村で行うこととされているところ、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間の大半をA市又はC市において住所を定めており、D市に住所を定めたのは、請求期間の終期である昭和 56 年 3 月 25 日とされていることを踏まえると、請求者の主張する時期（昭和 53 年*月頃）に両親がD市で加入手続を行ったとは推認し難い。

さらに、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基

礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月に、当時、加入していた共済組合に係る記号番号を用いて付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、両親は請求者の請求期間に係る保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、両親から検認印が押された年金手帳を渡されたこと、及びE事業所に就職する際、年金手帳を同事業所に提出した記憶がある旨陳述しているものの、i) 上述のとおり、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である上、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者は、国民年金に未加入であること、ii) 請求者は、請求期間当時に所持していたとする年金手帳について、現在、所持していない上、E事業所は、採用した職員に対して年金手帳の提出を求めていたか否か、及び請求者の年金手帳を保管していたか否かについては資料がないため分からない旨陳述していることから、請求者が主張する検認印が押された年金手帳の詳細について、確認することができないこと、iii) 請求期間当時、請求者が住所地を定めていたA市及びC市並びにD市、居住していたとするB市は、いずれも、請求者に係る国民年金被保険者記録はない旨回答していることなどを踏まえると、請求期間当時、請求者に対して年金手帳が交付され保険料納付が行われていたと推認する事情は見当たらない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。